

2019春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構成組織名	労供労連
方針決定日	2018年12月9日
要求提出日	2019年2月中旬
回答指定日	同年3月中旬

要求項目	要求内容
(1) 基本的な考え方	
<p>労供事業を行う労働組合として、清掃業界、生コン業界との供給契約交渉で2019年度の賃金労働条件の確定を図ることになっている。清掃業界とは、去る10月3日の交渉において作業員、小型、軽などの運転業務について格差是正を図るために1就労700円のアップで確認している。生コン業界とは年明けから交渉に入る。</p>	
(2) 賃上げ要求	
<ul style="list-style-type: none"> ●月例賃金 <ul style="list-style-type: none"> ・個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」 ・「賃金カーブ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」 	供給契約に基づく15100円の基本賃金の2100円アップを要求。
<ul style="list-style-type: none"> ●規模間格差の是正(中小賃上げ要求) 	供給契約に基づく同一労働同一賃金で格差は無い。
<ul style="list-style-type: none"> ●雇用形態間格差の是正(時給等の引き上げ) 	供給契約に基づく同一労働同一賃金で格差は無い。
<ul style="list-style-type: none"> ●男女間賃金格差の是正 	供給契約に基づく同一労働同一賃金で格差は無い。
<ul style="list-style-type: none"> ●企業内最低賃金・初任給 <ul style="list-style-type: none"> ・協定の締結 ・適用対象の拡大 ・協定額の引き上げ ・年齢別最低到達水準の協定化 ・初任給の引き上げ 	無し。
<ul style="list-style-type: none"> ●一時金 <ul style="list-style-type: none"> ・一時金の要求基準等 	無し。

(3) 「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直し

供給契約で8時間拘束7時間労働制を堅持しているため、長時間労働はあり得ない。

●その他
・人材育成と教育訓練の充
実
・中小企業・非正規労働者等
の退職給付制度の整備
など

(4) 男女平等の推進

(5) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配／取引の適正化の取り組み

(6) その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入